

基準該当障害福祉サービス(生活介護)

基準該当生活介護とは、介護保険制度における指定通所介護事業所が、その利用定員の枠内で障がいのある方に対し介護保険の利用者と一緒に送迎、食事、入浴等のサービスやレクリエーションなどの日中活動を提供するものです。

長岡京市内では、基準該当生活介護事業所として下記の事業所を登録しています。

事業所名	住所・連絡先	主たる対象者
長岡京市社会福祉協議会 きりしま苑	〒617-0832 長岡京市東神足2丁目15番2号 TEL 956-0294 FAX 956-0290	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者
せんしゅんかいデイサービスセンター 友岡	〒617-0843 長岡京市友岡川原29-11 TEL 952-3339 FAX 959-3996	・身体障がい者 ・難病患者等
せんしゅんかいデイサービスセンター 滝ノ町	〒617-0817 長岡京市滝ノ町 2 丁目 9 番 7 号 TEL 953-8538 FAX 953-8548	
せんしゅんかいデイサービスセンター 今里	〒617-0814 長岡京市今里庄ノ淵32 TEL 959-3350 FAX 951-5211	
せんしゅんかいデイサービスセンター 一文橋	〒617-0006 向日市上植野町吉備寺9-1 TEL 924-1140 FAX 934-1100	
せんしゅんかいデイサービスセンター 上植野	〒617-0006 向日市上植野町上川原1-5 TEL 931-7002 FAX 931-7003	
せんしゅんかいデイサービスセンター 東向日	〒617-0002 向日市寺戸町北前田29-1 TEL 924-5120 FAX 924-5110	

【留意事項】

基準該当生活介護のサービスは、利用者がいる各市町で事業者登録を行います。
向日市や大山崎町の方がご利用を希望される場合は、向日市や大山崎町でそれぞれ事業者登録をされる必要がありますので、ご注意ください。